

〇久留米市建築審査会条例

昭和 58 年 12 月 22 日
久留米市条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 83 条の規定に基づき、久留米市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 7 人をもって組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(会議の招集)

第 4 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに審査会を招集しなければならない。

(1) 法の規定により同意を求められたとき。

(2) 法の規定に基づいて裁決するとき。

(3) 市長の諮問があったとき。

(4) 委員の半数以上から会議に付議する議案を示し請求があったとき。

(議事)

第 5 条 審査会の会議の議長は、会長をもってあてる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審査会において必要があると認めるときは、関係者に必要な資料の提出又は出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(平 16 条例 140・一部改正)

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、都市建設部において処理する。

(昭 62 条例 20・平 9 条例 3・平 17 条例 21・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 7 月 1 日条例第 20 号附則第 5 項)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 3 号附則第 3 項)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 140 号)

この条例は、平成 17 年 2 月 5 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 21 号附則第 5 項)抄

(施行期日)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日条例第 33 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。